

熊本合同庁舎跡地の暫定活用（案）について

1 熊本合同庁舎跡地の利活用方針（平成30年第1回定例会所管事務報告）

「管理団体として適切な管理を行うとともに、文化庁より貸借して保存活用を図る」

◆短・中期的（復旧期間：約20年）

熊本城復旧に係る多目的スペースとして、復旧の進捗に応じて柔軟に暫定的に活用予定

- ・復旧工事関係（石置場、資材置場、作業スペース、工事用駐車場等）
- ・復旧を見せるための活用（広場、臨時駐車場等）

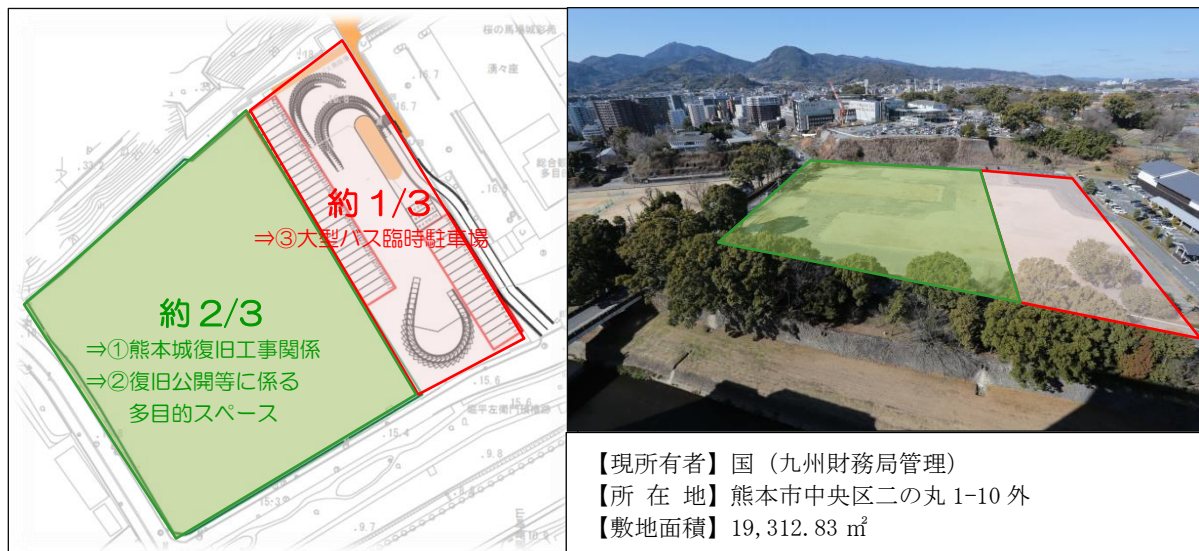
⇒ 具体的な保存活用の方法については、今後、所有者である文化庁と協議

◇長期的（復旧後）

- ・エントランスゾーンとして、保存活用に向けて整備
- ⇒具体的な整備案については、復旧期間において検討

2 暫定活用（案） ※詳細等については、文化庁と協議を継続中

平成30年第1回定例会での所管事務報告以降、熊本城周辺の回遊性や交通処理等を踏まえた暫定活用案の検討並びに所有者となる文化庁との協議を行い、現状変更許可の範囲内において、以下の暫定活用・整備を行う方向で熊本城の復旧進捗に合わせた柔軟な活用を図る。



<暫定活用案>

◆敷地西側（第一高校側）の約2/3 【緑枠】

- ⇒①熊本城復旧工事関係（石材・資材置場、工事・作業ヤード、工事関係車両駐車場 等）
- ⇒②復旧公開等に係る多目的スペース（広場、見学・情報発信のスペース 等）

※①の使用面積の増減に伴い②の活用面積も増減、②の活用内容等については文化庁と適宜協議・許可のうえ実施

◆敷地東側（城彩苑側）の約1/3 【赤枠】

- ⇒③復旧公開等に係る大型バス臨時駐車場（城彩苑バス乗降場所と二の丸駐車場大型バス駐車場等を集約）

※二の丸駐車場大型バス32台分のスペースは再配置のうえ石材置場で使用

3 暫定整備に向けた今後の主なスケジュール（予定）

年月	暫定活用・整備等	特別史跡追加指定・所管換等
平成30年(2018年)10月	設計着手(文化庁との詳細協議後)	追加指定(10月15日) →熊本市管理団体指定
平成30年(2018年)11月	石材置場等復旧工事関係の使用開始	所管換(11月以降)
平成31年(2019年)5月	整備工事着手(文化庁と貸借契約予定)	→財務省(九州財務局)から
平成31年(2019年)10月	大型バス臨時駐車場の供用開始等	文科省(文化庁)へ